

令和2年12月10日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料

(令和2年12月7日付託分)

教育委員会

目 次

I	令和2年度一般会計11月補正予算案の概要【教育委員会関係】	1
II	令和2年度一般会計11月補正予算案歳出の事業	2
III	令和2年度一般会計11月補正予算案債務負担行為について【教育委員会関係】	3
IV	令和2年度一般会計11月補正予算案繰越明許費について【教育委員会関係】	4
V	和解の概要	5

I 令和2年度一般会計11月補正予算案の概要【教育委員会関係】

総括表

(単位 千円)

内 訳 科 目	令和2年度			令和元年度	対前年度比較	
	9月現計 予算額	11月補正 予算額	11月現計 予算額 A	11月現計 予算額 B	A - B	A / B
(款) 教育費	336,793,179	1,235,680	338,028,859	341,653,466	△ 3,624,607	98.9%
(項) 教育総務費	24,583,497	1,235,680	25,819,177	24,634,726	1,184,451	104.8%
(項) 小学校費	83,401,457	—	83,401,457	81,347,149	2,054,308	102.5%
(項) 中学校費	51,550,077	—	51,550,077	51,006,084	543,993	101.1%
(項) 高等学校費	131,993,899	—	131,993,899	125,760,617	6,233,282	105.0%
(項) 特別支援学校費	42,196,472	—	42,196,472	41,644,082	552,390	101.3%
(項) 社会教育費	2,277,861	—	2,277,861	2,541,109	△ 263,248	89.6%
(項) 保健体育費	789,916	—	789,916	14,719,699	△ 13,929,783	5.4%
教育費計 (教育委員会関係)	336,793,179	1,235,680	338,028,859	341,653,466	△ 3,624,607	98.9%
合 計	336,793,179	1,235,680	338,028,859	341,653,466	△ 3,624,607	98.9%

Ⅱ 令和2年度一般会計11月補正予算案歳出の事業

11 款 教育費 1 項 教育総務費

⑧ ・ 県立学校空調設備整備費

1,235,680千円

【予算に関する説明書(その3) 10頁】

空調設備未設置教室で授業を行う際の熱中症リスク軽減のため、県立高校の特別教室における空調設備工事の一部(150教室分)を前倒しして実施する。

Ⅲ 令和2年度一般会計11月補正予算案債務負担行為について【教育委員会関係】

【予算に関する説明書(その3) 14頁】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	国庫支出金	千円
高等学校施設整備 工事費	千円 553,000	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	553,000
	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 2 年 度 ～ 令 和 3 年 度	553,000	-	そ の 他	-	
					一般財源	-	
高等学校施設整備 工事設計調査費	212,400	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	212,000
	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 2 年 度 ～ 令 和 3 年 度	212,400	-	そ の 他	-	
					一般財源	400	

IV 令和2年度一般会計 11月補正予算案繰越明許費について【教育委員会関係】

【議案（予算 その3）4頁 定県第118号議案】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 教育費			1,235,680
	1 教育総務費		1,235,680
		県立学校空調設備整備費	1,235,680
教育委員会計			1,235,680

V 和解の概要

1 目的

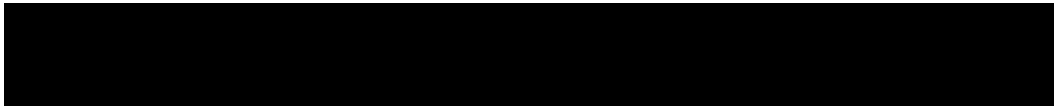
県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

2 和解の内容

(1) 件名

県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う損害賠償請求事件に係る和解

(2) 和解の相手方



(3) 和解内容

県は、相手方が不登校になり、転学するに至ったことについて遺憾の意を表明する。

また、本事案を重く受け止め、いじめの防止に向けて、引き続き取り組み。

3 事件の概要

平成29年7月24日、県立高等学校の硬式野球部の活動中に、他の生徒（共同被告）が原告に対して硬球を投げ、原告は左骨盤部挫傷の傷害を負った。

原告は平成30年1月1日に転学した。

4 訴訟の経過

(1) 原告は、顧問教諭の注意義務違反を根拠とした損害について、県を被告とする損害賠償請求訴訟を横浜地方裁判所に提起した。

県は、顧問教諭の対応に過失はないとして応訴した。

(2) その後、口頭弁論等が行われ、令和2年11月9日に裁判所から和解が勧告され、同日に和解条項案が提示された。